

## 議 事 概 要 書

会議名称	令和3年度 伊那市文化財審議委員会
日 時	令和3年10月14日（木）午後1時30分～3時52分
場 所	伊那市役所 501会議室
出席者	伊那市文化財審議委員：9人（欠席1人） 事務局：教育長、教育次長、生涯学習課長、生涯学習課文化財係長、 文化財係2人、高遠教育振興係長、長谷教育振興係長
議 題	下記のとおり
議 事 内 容	
<p><b>1 開会（課長）</b></p> <p><b>2 委嘱書交付（コロナ禍、時間の都合により机上にて交付、任期2年）</b></p> <p><b>3 あいさつ</b></p> <p>教育長： みなさんこんにちは。この2年、全ての取組に大きな影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症がようやくひと落ち着きしたのかなと感じる。これで大丈夫と思う方もいらっしゃると思うが、私共も感染予防の取組を一層大事にしながら子どもたち、また市民の学びを止めない、そうした取組を進めてまいりたいと思っている。</p> <p>本日は、伊那市文化財審議委員委嘱書を、それぞれ机上に置かせていただき、任期を本年9月1日から2年間で。再任4名、新任6名の委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>今日まで大変長く続いております人の営み、それ自体が文化と申せましようけれども、その長い時の流れのほんのひと時、私たちは有形無形文化財とかかわらせていただいている。文化財の保存と完成を今日まで受け継いでこられた、また、この地にある未知の文化財まで含めて、次の世代に確かな形で引き継いでいくこと、それが私たちの大切な役割と思うところである。</p> <p>本日は、伊那市歴史文化基本構想、また保存活用地域計画にかかわって、また発掘調査や文化財保護の直近の動きについても取り上げさせていただく。初回でありながら中身が大変盛りだくさんですが皆さんどうぞよろしくお願い致します。</p> <p><b>4 自己紹介（委員→事務局の順）</b></p> <p>※文化財審議委員会にかかわる法令の確認（文化財保護法、市文化財保護条例）</p> <p><b>5 役員選出</b></p> <p>事務局案により、北原紀孝委員が委員長、小池孝委員が副委員長に承認される。</p> <p><b>6 委員長及び副委員長あいさつ</b></p> <p>委員長：改めて今指名を受けて不安でいっぱいである。先日事前に送っていただいた歴史文化基本構想を読んで、文化財事業というのは大変な仕事、これらを頭に入れながら実施していく行政サイドも大変だ、大事なことが大変だと思っていたところ。ただいま委員長ということで指名をいただいたが、何分力不足であり広い知識を持っていないが、皆さんの御協力をいただきながら任期を全うしたい。よろしくお願いします。</p> <p>副委員長：副とはいえ委員長ということで大役が務まるのかなと思っているが、皆さんの意見をできるだけ事務局の方につなげるような働きができるような思いを持ちながら、委員長を</p>	

支えていきたいのでよろしくお願ひしたい。

## 7 会議事項

### (1) 報告事項

#### ア 歴史文化基本構想について

#### イ 文化財保存活用地域計画について（一括 説明：事務局）

<質疑・意見等>

委員：ひとつめは調査をする体制だが、文化財審議委員は審議する人間であって文化財を調査する立場ではない。旧9村から1、2名の文化財調査員を委嘱し、それなりの予算を付け、文化財の調査を実施して、それをまとめる臨時職員も必要でしょうから、そういった人的な配置も考えなければいけない。

それから、他市では重伝建（重要伝統的建造物群保存地区）の街並みだけではなくて、歴史的風致維持向上活動という国交省、農水省、文科省3省の事業を全部取り入れることができているので、文化庁の方（文化財保存活用地域計画）には乗っからないという方向に向いている。他の市では、一応やりましようという市はあるが、歴史的風致維持向上活動、歴史的まちづくり、できる方を先にやっちゃっている。体制が整っているから、今この計画をやり始めているがおまけみたいな感じになる。実際には3省からもらえるお金の方が多くなる。文化財保存活用（地域計画）がどこまでできるのか、予算的なものはあまり期待できないと思う。

ただ、地域の人々のまとまりを作るのには非常に役に立つ可能性はある。県内の計画例として挙げてある松本市の黒門や太鼓門、耐震対策事業をやっているのは伊那市の業者。これも多分実施の方の予算はつかないのではないかと。文化財保存活用地域計画を立てていくのには人づくり、組織づくりが非常に大事なので、そこを優先させていただきたいと思う。

委員長：伊那市としては、これだけ大きな形で計画を作っていくのは初めてかと思うので、県下のいろんな状況を取得して、行政の方で進めていってもらいたい。我々も審議委員になったが、実際の動きなどの情報は全くないという状況なので、今お話のあった人づくり、確かにコロナ禍で係が動いているだけではなくて、全体に活動がいきわたるような形で進めていければという感想を持った。

委員：歴史文化基本構想を見させていただいたが、間違いが非常にたくさんある。非常に基本的な、資料編の年表にも誤記があり、年代も違う、登場人物の名前も違う、基本的な事実の認識が現在の研究水準と合っていない部分がある。大きく伊那市の歴史的、文化的な特質を掴んで保存活用の方向を構想していくという考え方は大変いいことだと思う。

もう1点は、歴史文化基本構想の中には、市の事業で進められている市誌編さんのことが全く触れられていない。特に概要のところ、関連する各種計画、これは平成31年に策定されたものだと書いてあるが、大きな作業としていま進められている市誌編さんの事業が、どのように位置づけられて生かそうとしているのかお聞きしたい。

事務局：まず1点目について、策定のプロセスの中では案の段階で公開をし、御意見をいただく機会を十分設けたつもりだが、貴重な御意見として伺い、今後保存活用地域計画を冊子にする際に、誤記の点など十分修正すべき箇所と思うので、事務局で精査をして校正、修正していきたい。

2点目の市誌編さんの事業は、基本構想の策定時にはまだ大きな流れを捉えきれておらず、構想に記載すべきところ漏れてしまった。地域計画を策定する際に、文化庁からの指針もあるので、基本構想に追加する形で大きな流れを取り込んで記載していきたい。

委員長：事実という点では、送られてきた資料を初めて見て、初めてこのような形で目に触れるようになってきた段階だと思う。皆さんの目に触れるようになると、委員から御指摘のような点もあろうかと思うので、事務局で取り入れていただき、審議委員の方にも訂正があったら知らせていただきたい。

#### ウ 発掘調査報告について（令和元年度～令和2年度概要）（説明：事務局）

##### <質疑・意見等>

委員：老松場古墳群について、今後も遺物が出てくる可能性があるという話だが、そのものを保護する、柵などでガードすることなどは考えているか。だんだん価値感のあるものが出てくると何が起きるか分からないので、ガードをしっかりとやっていった方が良いのではないか。

事務局：4次までの調査はここで一区切りとし、その結果を見てまとめ、どのような保護措置が必要かということを含め内部で検討し、必要な保護措置をしまいたい。

委員長：皆さんに知ってもらうのは結構だが、今のような心配もあるので管理等、遺漏の無いように対応をお願いしたい。

#### エ 一夜の城について（説明：事務局）

##### <質疑・意見等>

委員長：報告事項なので、文化財指定について取組中という内容について承知していればよいか。

事務局：今後、指定も考えている。調査をまとめ、地権者の同意等の資料も集め、本審議会で指定について諮らせていただき、市の指定になればと考えている。今回は現在の状況と、これまで審議会で大事なものという意見をいただいた経過もあり、現状の報告ということでさせていただいた。

委員：発掘調査から始まった一連の報告の中で、担当者は大変だなあという感想を持つ。これまでの発掘調査は記録保存のための調査ですので、記録ができないと終結しない。まずはこれまでの調査結果をまとめておかないと、指定に至る検討ができない。

老松場古墳群については、以前この会で県指定も視野に入れたらという話があった。それにはきちんとした調査、古墳を作った人がどこにいたのか議論が無いとダメではないかという話があったと思う。以前この会で老松場古墳群についての調査のための予算が付くかどうか分からないという話の中で、この委員会としてきちんとした調査をするようにという意見を市教育委員会へ出すべきだと、委員会の一致した意見として出した。特に埋蔵文化財関係についてはきちんとした体制を作っていただきたいというのが私の感想。

勸前遺跡についても宅地造成の開発に先立っての調査ということでこれは当然原因者負担で宅地造成をする業者からお金が出ていると思うが、大変なことだと思う。ここら辺をきちんと言える伊那市教育委員会になっていただきたい。是非文化財保護条例に基づく文化財保護行政ができるような形をもう一度きちんと考えていただきたいというのが今日の報告に対する感想。

委員：常々考えていることだが、伊那市のこれだけの遺跡、まだまだ発掘していないような遺跡が沢山あるのではということを考えて、歴史的に重要なものが出てくることを考える

と、部分的には委託してやることもあっていいが、まずは学芸員を増やすということとはできないのか。人数的にもう少し充実していった方が良くはないか。

事務局：重要な遺跡、遺構の検出もあり、山麓方面の開発もあること、市域においては中心市街地河岸段丘から一段上がったところの開発に伴う発掘調査も実施している。年間を通して発掘を行っていることを説明したが、体制づくりに関しては検討して進めてまいりたい。

老松場の県指定については、これだけの調査を行ったのでその結果をまとめ、まずは市の指定ということで築造年代や葺石の検出など必要な材料を揃え、そこを目指していきたい。

教育長：建設性の高い御指摘、御意見と取らせていただく。担当の、歯切れが十分きかない回答からもお判りいただいていると思うが、必要なものすべてについて手当てをすることがなかなか困難な状況です。何についてできるのか、こういう条件の中でもこういうことならできらう、というところを整理しながら、実際に一番ベースになるところを固めていく。ここは最低でもやっておかなければならないところを丁寧にしながら、大事に考えていくところをみんなで共有しながら取り組んでいく。

委員：他市がどれだけの人数を抱えているか、同じレベルの市ではそういうことをやっている。

教育長：実際には、他市と比べてどれだけのことができるのかと、そこも含めてすべてのことについてやり得るものでも必ずしもないという、実際のところを御理解いただかなければならない。

委員長：貴重な御意見をいただき、根本的な組織の問題についても話が出ているが、改めてできればそういう機会を取っていただければと思う。伊那の文化行政は遅れているという声も聴いたりする。そういう意味ではたくさんの文化遺産があるから、それをもっと、基本構想にも出ていたがそれらを知ってつなげて続けていけるような機運が必要かという気がする。今日のところは行政サイドでこのような意見があるということを知っていただきたい。

## (2) 協議事項

### ア 熱田神社彫刻の修理について（説明：事務局）

#### <質疑・意見等>

委員：報告のあった個所だけの修復でいいのか、もう少し、大々的な修復ができるのであれば、検討をした中で、地元の負担や市民の負担も視野に入れての保存ができないかと思う。

事務局：全体的な修理に関しては、平成15年から16年にかけて一度全体の修理工事を実施している。今回落下した部分は、その際にも彩色等の手を入れている箇所であるが、全体の中で傷みの進行が非常に激しいといった部分はあまり見られないので、今回は縁下の彫刻を対象に考えている。落下した場所以外にも浮きが見られるので、同様の施工をしている場所は、チェックをした上で同じような対応で修理をしたい。この指定の物件の所有者が熱田神社であるので、所有者の意向も踏まえながら修理等については検討をしていきたい。

委員：重文の修理だから見積もりを取ってあると思う。金額はいくらくらいか。

事務局：まず、この方向性で了解をいただき、それに基づいて見積もりを取る予定である。

委員：修理箇所が少ないので心配をしているが、実際には外れる彫刻は他にもあり、ちょっと

した地震でも落ちてしまう。もしそういうちゃんとした事業費があればだが、市も負担するのか。

事務局：国指定史跡なので、地元熱田神社総代から申請をいただき、修理届を文化庁へ提出し、認められれば熱田神社からの支出になり、その一部を国が補助する形になる。県や市の負担はない。

委員：そうなると、ちゃんとした工事はできないので、おそらくこれ1か所の修理になるね。15万円20万円の工事になると思う。またこの方法でいいのかなとも思う。洋釘は錆びてしまうから、ステンレスでやるなどの方法で全体をやっていた方がいいと思う。見積もりは、ここの修理と、ほかのところをやったらいくらになるかというのをした方がいいと思う。

委員長：今の御意見も貴重だと思うので、承知の上で取り組んでいただきたい。

#### イ 伊澤修二生家の壁修理について（説明：事務局）

<質疑・意見等>

委員：屋根を痛めてしまうので、屋根の石を下ろしてもらった方がいい。この予算で小舞仕立てができるのか。小舞仕立てを伊那でやれる職人がいるのか。

事務局：今回現場を確認していただいた上で、業者から見積もりをいただいたが、その中では下地の小舞までは入っていない。中塗りの部分まで必要な部分については剥がした上で、一番基礎の小舞の部分までは手を入れない工事になっている。

石置屋根を残すかの検討をしてきたが、宮田村の住宅などを見させていただく中で、写真撮影のために縁にだけ（石を）残そうということで残している。屋根を痛めるという御意見をいただいたので持ち帰って検討する。

委員：この写真を見ると角材なので無理だと思う。昔からの逆三角の割った石置きのものならよいが。ガタガタしているので、雨が少しずつ伝っていくが、ベタッとした角材だと全然水が入らない。

委員長：かなり関連した御意見等も出てきたが、私共審議委員会もまだまだ勉強していないので、情報を把握していない。今の意見等も踏まえながら、今後行政と一緒に伊那の文化活動が進むような方向で努めてまいりたい。

### (3) その他

○太陽光発電設置に伴う遺構検出の経緯について（説明：事務局）

委員：今説明のあった施設の森林面積はどのくらいか。木の伐採も含めて、かなりややこしい案件。結果的に出てきたという話で、段取りの手順からもっと確認した方がいい。

事務局：文化財の立場で説明させていただいたが、森林伐採の点からいうと、届出はもちろん地元への説明などの手順を踏んでいる。今後、開発については内部の横のつながりを強化し、大きな開発については包蔵地の外であるとか中であるということ、また、掘削を伴う工事というお知らせだったが、盛土の方も届出が必要であるということがある。生活環境課では太陽光に関するガイドラインを作成している途中であり、市全体ではそのような動きがある。地元の対策、土留め工事なども進んでいる。

委員：耕地林務課も関係しているか。県や関係する機関ともう少ししっかりと連携した方がいいと思う。伐採はきちんと許可を取らないと、後の処理が難しい。

事務局：関係部署から施工業者へすべきことの連絡はされていると思う。伐採届に伴って、木を

切ったらこのくらいの木を植えなさいとの措置もされる。文化財の立場では、今後業者に工事内容について詳しく説明していくという調査の手順も見直しながらいりたい。

委員：経過のところ、太陽光発電の業者は埋蔵文化財包蔵地ということはどこで知ったのか。建築届を出したときなのか。

事務局：こちらに直接問い合わせがあった。県外の業者である。

委員：建築届について、包蔵地であることが担当部署ではどこまでわかるのか。

事務局：文化財サイドから建築係へ建築確認申請の折には説明書きを加えたチラシを配布している。

委員：包蔵地の場所は、画面上でもわかるようになっているか。

事務局：包蔵地の場所は、インターネットホームページで公開している。開発事業者は、まずホームページで包蔵地かどうか確認するか、こちらへ直接問い合わせをいただいている。

委員：それは、業者の方が知っていないと、来ないのでは。

事務局：昭和25年からの文化財保護法なので、業者側が知っているだろうというつもりで動いているのもいけないと思うが、説明不足を補うためにチラシを作ったり、窓口に来られた際は詳しく説明したりしている。

委員：行政の中で、どこへ行ってもそれがチェックできるというようなソフトはできないか。例えば耕地林務課で森林図を見た時に包蔵地がぱっと出てくるような。そういうのを建設と耕地林務にやっておけばいいのではないか。

委員：以前、関連図を作ってくれと言ってある。市には多くの部署があるが、この問題ができたらかことこの課が関連して対応する、というようなものの作成を頼んだが完成していない。それでこういう問題が起きてくる。問題によっては全部つながって動いていないと、うまくいかないのではないか。内部できちんと承知していないといけない。異動しても対応できるように。

事務局：内部の組織・体制づくりということにも関連してくると思う。

委員長：今後の大事な問題が出てきていると思う。参考にして進めていっていただきたい。

## 8 その他

○今後の開催は、審議をお願いしたい案件があったらお願いする。

## 9 閉会（副委員長）